

第一百八十七号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都児童相談センターの項中「渋谷区 豊島区」を「渋谷区」に改める。

附 則

この条例は、令和五年二月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百二十二号）の施行に伴い、豊島区が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。

